

全国通訳案内士団体ネットワーク運用規程

(名称)

第1条 この会の名称を「全国通訳案内士団体ネットワーク」(以下、「ネットワーク」という)とする。

(目的)

第2条 全国の通訳案内士団体が相互に情報交換を行うとともに、通訳案内士としての職業の維持・向上・発展のために連携し、活動することを目的とする。

(参加資格)

第3条 ネットワークは、通訳案内士法第35条に基づく通訳案内士団体から構成される。

(総会)

第4条 活動、会費、予算、規約その他ネットワークの運営に必要な事項は、ネットワークの総会で定める。

2 総会における議決事項は、可能な限り、あらかじめ通知する。

3 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 遠隔地等の理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

(世話人会)

第4条 ネットワークの運営のために、世話人会を設置する。

2 世話人会は、協議会の総会において、指定された団体の代表により構成される。

3 前項の指定された団体の任期は1年間とする。

4 世話人会は、以下の事項を行う

① 総会に付議すべき事項

② 総会の議決した事項の執行に関する事項

③その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第6条 会費

会員は、団体ごとに、以下に定める年会費を納入しなければならない。

① 所属する通訳案内士が100名を超える団体 10,000円

② 所属する通訳案内士が100名以下の団体 5,000円

附則

この規程は、平成22年7月26日から施行する。